

事業主の
みなさまへ

男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置

1. 健康診査等をうけるために必要な時間の確保

事業主は、女性労働者が妊産婦のための保健指導、健康診査を受診するために必要な時間を確保できるようにしなければなりません。

妊娠中の場合・・・

- 妊娠23週まで → 4週間に1回
- 妊娠24週～35週まで → 2週間に1回
- 妊娠36週～出産まで → 1週間に1回

出産後1年以内の場合・・・

医師等が健康診査等を受けることを指示したときは、その指示に基づいて必要な時間を確保する必要があります。

2. 指導事項を守ることができるようにするための措置

妊娠中及び出産後の女性労働者が、健康診査等を受け、医師等から指導を受けた場合は、その女性労働者が受けた指導を守ることができるようにするために、事業主は必要な措置を講じなければなりません。

措置の具体例

- ①時差出勤や勤務時間の短縮
- ②休憩時間の延長、休憩回数の増加
- ③長時間の立作業が必要な業務の場合、椅子を配置し適宜休憩を可能にする など

ご注意ください！！

妊娠中及び出産後の母性健康管理の措置を求め、又は当該措置を受けたことによる不利益な取扱いが禁止されています。

【パンフレット（働く女性の母性健康管理のために）のご案内】

母健連絡カードの様式（p10～11）や、就業規則への規定例（p25～27）が記載されています。詳細につきましてはパンフレットをチェック↓

お問合せ先



愛媛労働局 雇用環境・均等室
TEL：089（935）5222



母性健康管理指導事項連絡カードを利用しましょう！

「母健連絡カード」とは、医師等が行った指導事項の内容を、妊産婦である女性労働者から事業主へ的確に伝えるためのカードです。

～母健連絡カード利用の流れ～

